

鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第8号

鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年鳥取市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第13号中「始期」を「終期」に改め、同表第17号中「9月」を「10月」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。